## 山元町除染実施計画(新旧対照表)

## 下線部分は変更部分

## 変 更 後 <第2版>

6. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、<u>5. に示す除染実施計画の対象となる区域・施設の以下の除染</u>対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

<u> </u>					
除染対象	実施者				
小中学校、保育所、私立幼稚園、	町(管理者)、県 ※1				
特別支援学校					
公園及び児童遊園	町				
公共施設、その他同等の施設 (不	町、国、県、独立行政法人 ※2				
特定多数者が利用する施設)					
道路(側溝等)	町、国、県 ※3				
民有地(住宅、集合住宅、商業施	町(所有者) ※4				
設、工場、その他)					
農地、森林、河川等	町(所有者)、国、県 ※ <u>5</u>				

※1 私立幼稚園は、施設管理者と除染手法等の協議を行い町が除染を実施しますが、敷地内のホットスポットの草刈り等簡易的な除染で長期的に線量の低減が見込める場合は、施設管理者等のご協力をお願いいたします。

県立の特別支援学校は、県が除染を実施します。

現 行 <第1版>

6. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、原則として除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者			
小中学校、保育所、私立幼稚園、	町(管理者)、県 ※1			
特別支援学校				
公園及び児童遊園	町			
公共施設等 (不特定多数者が利用	町、国、県、独立行政法人 ※2			
する施設)				
道路(側溝等)	町、国、県 ※2			
民有地(住宅、集合住宅、商業施	町(所有者) ※3			
設、工場、その他)				
農地、森林、河川等	町(所有者)、国、県 ※ <u>4</u>			

※1 私立幼稚園は、施設管理者と除染手法等の協議を行い町が除染を実施しますが、敷地内のホットスポットの草刈り等簡易的な除染で長期的に線量の低減が見込める場合は、施設管理者等のご協力をお願いいたします。

県立の特別支援学校は、県が除染を実施します。

- ※2 「公共施設、その他同等の施設」の具体的に除染する個所について は、今後、国、県及び独立行政法人と協議し定めることとします。
- ※3 「道路(側溝等)」の具体的に除染する箇所については、今後、国、 県と協議し定めることとします。
- ※<u>4</u> 町が主体となり、所有者・居住者等の協力により除染を実施することとします。また、地区単位やコミュニティーによる除染活動については、町は「線量低減化地域活動支援事業」により支援をします。
- ※<u>5</u> 実施について、国、県と協議し進めることとし、個人所有の農地、森林等の除染については、所有者の協力を得ながら進めていきます。
- 8. 十壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

町では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいりますが、当面、平成26年3月末までを第1期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。なお、平成26年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成26年4月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

R公孙, 共存	重点期間	平成 26 年度		
除染対象	(平成 24、25 年度)	以降		
小中学校、保育所、私立				
幼稚園、特別支援学校				

- ※2 「公共施設等」及び「道路(側溝等)」の具体的に除染する個所については、今後、国、県及び独立行政法人と協議し定めることとなります。
- ※<u>3</u> 町が主体となり、所有者・居住者等の協力により除染を実施することとします。また、地区単位やコミュニティーによる除染活動については、町は「線量低減化地域活動支援事業」により支援をします。
- ※<u>4</u> 実施について、国、県と協議し進めることとし、個人所有の農地、 森林等の除染については、所有者の協力を得ながら進めていきます。
- 8. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

町では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいりますが、当面、平成26年3月末までを第1期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。なお、平成26年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成26年4月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	重点期間	平成 26 年度	
	(平成 24、25 年度)	以降	
小中学校、保育所、私立			
幼稚園、特別支援学校			

公園及び児童遊園				公園及び児童遊園			
公共施設、その他同等の 施設(不特定多数者が利 用する施設)				公共施設 <u>等</u> (不特定多数 者が利用する施設)			
民有地(住宅、集合住宅、 商業施設、工場、その他)				民有地(住宅、集合住宅、 商業施設、工場、その他)			
道路(側溝等)				道路(側溝等)			
農地、森林、河川等	関係機関等との協議の上方針を決定します。		農地、森林、河川等	関係機関等との協議の上方針を決定します。			
※2年間を重点期間とし、除染効果、自然減衰等を見極め進めて行きます。 ※2年間を重点期間とし、除染効果、自然減衰等を見極め進めて行きます					進めて行きます。		